

## 恵那市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

### 1. ネーミングライツとは

市が所有する施設の有効活用と新たな財源の確保、また、施設等の知名度やサービスの向上等を目的として、市と企業等との契約に基づき、施設の愛称の命名権を付与し、市がその対価を得る事業をいう。

- ・ネーミングライツ：市と企業等との契約により、施設等の名称に企業名や商品名等を冠する愛称の命名権
- ・ネーミングライツパートナー：ネーミングライツを取得した企業等
- ・ネーミングライツ料：企業からの対価

※ネーミングライツによって付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。

### 2. ネーミングライツ事業導入のメリットとデメリット

#### (1) 導入のメリット

- ①市の資産を有効活用し、命名権料収入による財源の確保（施設の維持管理経費）
- ②ネーミングライツパートナーからの提案により、施設の魅力向上につながる
- ③事業者等の新たな広告媒体として活用されることで、地域経済の活性化に寄与

#### (2) 導入のデメリット

- ①短期間で施設名が変わるため、わかりにくい。
- ②企業名等が目立ち、施設の場所がわかりにくい。
- ③命名権者による信用失墜行為等に伴い、施設のイメージを損なう恐れがある。

### 3. 導入に関するルール

#### (1) 基本的な考え方

事業実施の基本的な考え方は以下の3点とする。

- ①施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせないこと
- ②当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないこと
- ③ネーミングライツ料は、施設の管理等に役立てること

## (2) 導入対象とする施設

市が所有する文化施設、スポーツ施設、公園等の施設のうち、ネーミングライツ事業の導入により広告効果が見込める施設。ただし、下記は対象外とする。

- ①施設名称の設定に経緯がある（寄付により建設した等）
- ②施設の性格上、企業名等の愛称を付するのが適当でないと判断するもの（市庁舎や小中学校等）

## (3) 契約期間

原則として3年以上5年以下とする。（更新時の優先交渉権あり）ただし、公平性、透明性及び競争性を確保する観点から、概ね10年を目途に公募を実施する。

## (4) 愛称の条件

ネーミングライツ事業の愛称は、次の条件を付すものとする。

- ①公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとする。
- ②愛称にできないものは別表1による
- ③施設の特性に応じて、愛称に施設の所在地やキーワードを含める等、必要な条件を設定することができる。
- ④愛称が定着するまでの間、正式名称を併記する。
- ⑤原則として、契約期間内において愛称の変更は行わない
- ⑥前項に定めるもののほか、施設ごとに、ネーミングライツパートナーとなることができない業種及び事業者を追加することができる。

## (5) ネーミングライツパートナーの資格

法人を対象とする。また別表2に掲げる企業等は対象とならない

## (6) ネーミングライツ料の算定とその他費用

対象施設の利用状況や広告媒体等への露出状況などを勘案し、他自治体の類似施設の例なども参考に、施設ごとに希望価格を設定します。また、それ以外の名称の変更に伴う広告物等の表示変更等の費用負担は下記の表による。

区分	費用負担
看板の表示変更 ※1	ネーミングライツパートナー
印刷物やホームページの表示変更 ※2	市（新規作成分より変更）
契約終了時の原状回復	ネーミングライツパートナー

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定します。

※2 市で発行している印刷物については新規作成分を対象とします。また、残部数や

改訂時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定します。

#### (7) ネーミングライツ料の支払

年度の開始後市が指定する日までに当該年度分を請求します。ただし、期間の開始年度に限り1年に満たない期間については、月割りとし、千円未満は切捨てとします。

### 4. 指定管理者制度を導入している施設の取り扱い

選定しようとする施設が指定管理者制度を導入している場合は以下の取り扱いとする。

- ①あらかじめ当該指定管理者と導入について協議する
- ②指定管理期間を考慮し、適切な契約期間を設定する
- ③指定管理事業者がネーミングライツ事業に応募した場合は、優先交渉権者とする
- ④指定管理者の事業目的と競合する企業等をネーミングライツパートナーとしない

### 5. ネーミングライツ開始までの流れ

ネーミングライツの導入までの流れは下記のとおりとする。

- ①導入施設の決定：審査委員会にて決定する。
- ②募集：施設ごとに募集要項を定め、原則公募にて募集する。
- ③優先交渉権者の決定：審査委員会にて審査する。結果は、すべての応募者に文書で通知する。
- ④契約の締結：優先交渉権者と、契約の内容について協議し契約を締結する。
- ⑤ネーミングライツパートナーの公表：契約決定後、導入施設等所管部署は速やかに当該団体の名称、施設の愛称、命名権料、契約期間を広報紙及びホームページ等により公表する。
- ⑥ネーミングライツ開始：愛称の使用開始、看板等の変更、パンフレットやHPの表示修正

### 6. ネーミングライツパートナー契約の解除

ネーミングライツパートナー契約後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為等により施設命名権者とするのが適当でない認められるときは、市は契約を解除する。その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となる。

**別表 1**

愛称とすることができないもの
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 政治性又は宗教性のあるもの
(4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
(5) 社会問題についての主義主張に係るもの
(6) 美観風致を害するおそれがあるもの
(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の利益につながるもの又はそのおそれがあるもの
(8) 日本語又は英語(アルファベット)により表記できないもの
(9) 第三者の商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれがあるもの
(10) 市が推奨している等の誤解を招くおそれがあるもの
(11) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

**別表 2**

ネーミングライツパートナーの資格が認められないもの
(1) 恵那市入札参加資格停止要綱（平成16年10月25日告示第9号）に基づく資格停止を受けている事業者
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの
(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他暴力団との関係が認められるもの
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続中又は更生手続中のもの
(6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
(7) 市に納付すべき税を滞納しているもの
(8) その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不相当であると市長が認めるもの